

亀山市公告第52号

亀山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年亀山市条例第185号。以下「条例」という。）第2条の規定により、亀山市石水溪キャンプ場施設に係る指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

令和5年7月10日

亀山市長 櫻井 義之

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称 亀山市石水溪キャンプ場バンガロー施設

位置 亀山市安坂山町1189番地2

棟室数等 6棟

収容定員 1棟5人

構造 木造平屋建

延床面積 1棟8.28㎡（合計49.68㎡）

(2) 名称 亀山市石水溪キャンプ場テント村

位置 亀山市安坂山町1178番地3

棟室数等 5ブロック

収容定員 50人

敷地面積 8,728.99㎡（屋内研修施設分を含む。）

(3) 名称 亀山市石水溪キャンプ場屋内研修施設

位置 亀山市安坂山町1178番地3

棟室数等 3室

収容定員 1室15人

構造 鉄骨造平屋建

延床面積 361.87㎡

2 施設の管理の基準

指定管理者は、亀山市石水溪キャンプ場施設指定管理業務仕様書に基づき適正に管理すること。

3 施設の管理の業務の範囲

(1) 施設（設備を含む。以下同じ。）の利用の許可に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

5 条例第3条の規定による指定管理者の指定の申請期間

令和5年7月10日から同年8月31日まで（日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）

を除く。）の午前9時から午後5時まで

6 公募要領及び仕様書の配布期間等

(1) 配布期間

令和5年7月10日から同年8月10日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

三重県亀山市本丸町577番地

亀山市産業環境部商工観光課観光・地域ブランドグループ

(3) 配布方法

直接配布又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。